

近組 2022-016 号

2022 年 4 月 30 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、大学・附属校の専任教員の定年延長を求める。

周知のように、2021 年 4 月に高齢者雇用安定法が改正され、70 歳までの就業機会を確保する措置を講ずることが努力義務とされた。努力義務であり、70 歳までの雇用を義務づけるものではないとはいえ、政権与党の国会議員が理事長を務める貴法人としては、他の学校法人の手本となるべく、率先して対応してほしい。

そもそも貴法人は、かつて入職時に通知した定年を事後的に引き下げるという不利益変更を行っている。その際、形式的には違法とならないような手段を講じたのであろうが、少なくとも労使間の信頼関係を損なう行為であったことは指摘しておく。過去の経緯を改めて問題化することはしないが、政府主導で高齢者雇用を促進する時勢を鑑み、改めて教員の定年を 70 歳に引き上げることを要求する。

ただし、雑務を免除する特任教員という雇用は避けること。この方法では、特任教員が退職するまで後任が補充されず、免除された分の雑務が現職の専任教員に過大な負担としてのしかかり、労働強化に繋がる。70 歳よりも早く退職したい教員もいると思われるので、選択定年制も導入しつつ、70 歳までの雇用を希望する者は全員、専任教員として勤務できるようにすること。

また、それにともない、現在の本俸表・基本給表では 60 歳が最高給となっているところ、65 歳まで昇給するよう改めることを併せて要求する。

さらに、本学は他大学に比べ前歴換算の基準が厳しい上に曖昧であり、本学入職時に 100%に換算されなかった経歴が、他大学に転出して 100%となったという事例を本組合は複数確認している。研究業績や前歴も含めて専任教員として相応しいと判断した人物を採用しておきながら、前歴を低く算定するという貴法人の姿勢は不可解・不誠実であり、直ちに改めるべきであるが、まずは前歴換算の基準を緩和・明確化するとともに、現状、実年齢に満たない号俸となっている組合員に対し減年調整を実施し、速やかに回復する措置を取るよう求める。

回答は一週間以内とする。

以上